

意見を募集します

各施設の老朽化が進む豊公園について、再整備を行うための基本計画を策定しています。今回、計画案を取りまとめましたので、これを公表するとともに、みなさんからの意見を募集します。

【募集期間】

1月4日（水）～2月3日（金）

【閲覧場所】

都市計画課（東館2階）
市政情報コーナー（東館1階）
北部振興局、各支所
市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に、住所・氏名・電話番号を記入し、直接または郵送、FAX、メールのいずれかで左記まで。



【問合せ・提出先】

都市計画課（東館2階）
〒526-8501 八幡東町632
☎65-6541
FAX 65-6760
✉ toshikei@city.nagahama.lg.jp

「コミュニティ活動の推進」に役

☎湖北地域消防本部（☎62-0444）

宝くじの助成を受けて、軽可搬消防ポンプ一式および初期消火活動用品を購入し、小谷野町婦人消防隊に贈呈しました。この助成は、（一財）自治総合センターが、宝くじの社会貢献事業として地域の防災活動の充実強化を図り、安全で災害に強い地域づくりを推進することを目的に実施しているものです。



軽可搬消防ポンプ贈呈式



簡易水道事業が長浜水道企業団に経営統合されます。

☎長浜水道企業団（☎62-4101）
☎北部振興局上下水道課（☎82-5903）

金居原地区の簡易水道料金改定（2回目）のお知らせ

市が経営している水道事業は、「長浜市地域水道ビジョン」に基づき、必要な変化に伴う経営状況の悪化、施設設備の老朽化などの課題を解決するため、市町合併のスケールメリットを生かした広域化への取組を進めています。

平成27年4月より段階的に行っている料金改定について、左記のとおり実施します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

これにより、4月1日から、**木之本地域（一部）、余呉地域、西浅井地域**の簡易水道事業が長浜水道企業団に経営統合されます。

◆新料金の概要（一般家庭用 口径が13ミリの場合）

3月検針分以降、基本水量10㎡あたりの基本料金月額1,290円、超過料金（1㎡あたり月額）129円

統合に伴い、水の運用や経営管理の一体化、施設の統廃合による運営コストの削減、また一元管理による安全性、安定性、サービスの向上を確保する中で、効率的で持続性のある水道事業をめざし、運営基盤の強化を図っていきます。なお、今回の統合で長浜市の水道事業は全て長浜水道企業団に移管されることとなります。

※右記の料金はすべて消費税込です。
※金居原地区は、他地区と比べ改定幅が大きいため、2回に分けて改定を行っています。

経営統合による簡易水道料金・加入金、水道メーターの検針日や料金の口座振替日・納付期限、支払方法などの変更はありません。

年金受給者の皆さんへ

☎彦根年金事務所お客様相談室
（☎0749-23-1116）

日本年金機構では、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けている人に、1月中旬から「源泉徴収票」を送付します。

この「源泉徴収票」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。万が一紛失した場合は再発行できますので、彦根年金事務所またはねんきんダイヤルまでお申し出ください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではありませんので、「源泉徴収票」は送付されません。

【問合せ】

源泉徴収票に関すること
彦根年金事務所お客様相談室
☎0749-23-1116
ねんきんダイヤル
☎0570-05-1165

●確定申告に関すること
長浜税務署
☎62-6144

20歳がスタート「国民年金」

☎彦根年金事務所 国民年金課
（☎0749-23-1114）

日本国内に住所のある20歳から60歳までのすべての人は、国民年金に加入することが法律で義務付けられており、学生も加入しなければなりません。

公的年金制度は、現役世代が高齢世代を支え、今の現役世代が高齢世代になったときには次の世代が支えるという「世代と世代の支えあい（相互扶助）」のしくみで成り立っています。20歳を迎える人はしっかりと人生計画を立て、自分自身の将来のため国民年金に加入し、保険料を納めてください。

1月・2月は「私たちの献血」キャンペーン実施期間です

☎健康推進課（☎65-7779）

献血は病気の治療の役に立ち、人の命を救います。新たに成人される皆さんをはじめ、市民の皆さんの献血へのご協力をお願いします。

1月14日（土）・2月11日（土）

西友長浜築市店駐車場

※受付時間は10時～12時、13時～15時30分
※400ml献血にご協力ください。

要介護認定を受けている人も障害者控除が受けられます

☎高齢福祉介護課（☎65-7789）

介護保険の要介護認定を受けている人やその人を扶養している人で、次の要件を満たしている人は、確定申告で障害者控除を受けることができます。

【認定要件】

- 平成28年12月31日現在、介護認定を受けており、次のいずれかに該当する人
- 介護保険認定調査票の「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅢ、Ⅳ またはMと判定されていること。
- 介護保険認定調査票の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がBまたはCと判定されており、かつ、6か月以上寝たきり状態であるとみなされること。

控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、左記窓口へ申請してください。

●認定書に関する問合せ・申請窓口
高齢福祉介護課（東館1階）
北部振興局福祉生活課、各支所

●税の控除に関する問合せ
税務課（東館1階）
☎65-6524